

はじめに

平成11年に国が制定した男女共同参画社会基本法の第2条に、男女共同参画社会とは「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定されており、その実現が重要な課題と位置付けられています。

県では、この基本法の理念に基づいて、平成13年7月に公布、施行した「静岡県男女共同参画推進条例」による取組みの実効性を高めるため、*平成15年1月には“静岡県男女共同参画基本計画ハーモニックしずおか 2010”を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて各種施策を積極的に推進しています。

また、静岡県教育委員会においては、新しい教育計画「『人づくり』2010 プラン」を策定し、人権尊重の意識が定着した人権文化の創造において男女共同参画を推進する教育の充実を挙げています。

この男女共同参画社会を実現していくためには、県のみならず市町村や県民が一丸となって積極的に取組んでいかなければなりません。特に、子どもたちが性別にかかわらず自立した個人として成長していくためには、家庭及び学校における教育が必要です。

この男女共同参画啓発副読本「大事にしたいね 自分らしさ・あなたらしさ」は、主として小学校の高学年の子どもたちに、男女共同参画について考える機会を与えることを目的として「男女共同参画啓発副読本作成委員会」(委員長:畑 すみ子 浜松市立入野小学校長)の御協力をいただき、静岡県教育委員会と連携を図りながら作成しました。

21世紀を担う子どもたちに、男女共同参画を正しく理解させていくことが、われわれ大人に課せられた喫緊の課題ではないでしょうか。

*平成15年以降の本県の現状や社会経済環境等の変化を踏まえ、本県における男女共同参画の実態面の進展を加速するために、本計画を見直し、平成19年2月に“後期実践プラン”を策定しました。